新座市税条例の一部を改正する条例

新座市税条例(昭和30年新座市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中 に法第314条の7第1項第1号及び第2号 に掲げる寄附金又は埼玉県税条例(昭和25 年埼玉県条例第38号) 第25条の2第3号 に定める寄附金を支出した場合には、法第 314条の7第1項に規定するところにより 控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同 条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支 出した場合にあつては、当該控除すべき金額 に特例控除額を加算した金額。以下この項に おいて「控除額」という。)をその者の第 34条の3及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場 合において、当該控除額が当該所得割の額を 超えるときは、当該控除額は、当該所得割の 額に相当する金額とする。

2 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~16 [略]

第56条 法第348条第2項第9号、第9号

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中 に法第314条の7第1項第1号及び第2号 に掲げる寄附金又は埼玉県税条例(昭和25 年埼玉県条例第38号) 第25条の2第1項 第3号に定める寄附金若しくは金銭を支出し た場合には、法第314条の7第1項に規定 するところにより控除すべき額(当該納税義 務者が前年中に同条第2項に規定する特例控 除対象寄附金を支出した場合にあつては、当 該控除すべき金額に特例控除額を加算した金 額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第34条の3及び前条の規定を適 用した場合の所得割の額から控除するものと する。この場合において、当該控除額が当該 所得割の額を超えるときは、当該控除額は、 当該所得割の額に相当する金額とする。

2 「略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 「略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しく は事業所を有する法人(以下この条において 「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項の規定の適 用を受ける場合には、法第321条の8第 36項及び令第48条の12の2に規定する ところにより、控除すべき額を前項の規定に より申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~16 [略]

第56条 法第348条第2項第9号、第9号

の2若しくは第12号の固定資産又は同項第 16号の固定資産(独立行政法人労働者健康 安全機構が設置する医療関係者の養成所にお いて直接教育の用に供するものに限る。)に ついて同項本文の規定の適用を受けようとす る者は、土地については第1号及び第2号に、 家屋については第3号及び第4号に、償却資 産については第5号及び第6号に掲げる事項 を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償 却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24年法律第270号)第152条第5項の 法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設 置するもの、医療法(昭和23年法律第 205号)第31条の公的医療機関の開設者、 令第49条の10第1項に規定する医療法人、 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社 団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9 号の2に規定する非営利型法人をいう。以下 この条において同じ。)に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。)、社会福祉法人、 独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険 組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国 家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組 合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療 法士若しくは作業療法士の養成所を設置する もの、公益社団法人若しくは公益財団法人で 図書館を設置するもの、公益社団法人若しく は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法 (昭和26年法律第285号)第2条第1項 の博物館を設置するもの又は公益社団法人若 しくは公益財団法人で学術の研究を目的とす るもの(以下この条において「学校法人等」 という。) の所有に属しないものである場合 においては当該土地、家屋又は償却資産を当 該学校法人等に無料で使用させていることを 証明する書面を添付して、市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(6) [略]

の2若しくは第12号の固定資産又は同項第 16号の固定資産(独立行政法人労働者健康 安全機構が設置する医療関係者の養成所にお いて直接教育の用に供するものに限る。)に ついて同項本文の規定の適用を受けようとす る者は、土地については第1号及び第2号に、 家屋については第3号及び第4号に、償却資 産については第5号及び第6号に掲げる事項 を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償 却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24年法律第270号)第64条第4項の法 人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗 教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置 するもの、医療法(昭和23年法律第205 号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第 49条の10第1項に規定する医療法人、公 益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下こ の条において同じ。)に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。)、社会福祉法人、 独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険 組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国 家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組 合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療 法士若しくは作業療法士の養成所を設置する もの、公益社団法人若しくは公益財団法人で 図書館を設置するもの、公益社団法人若しく は公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法 (昭和26年法律第285号)第2条第1項 の博物館を設置するもの又は公益社団法人若 しくは公益財団法人で学術の研究を目的とす るもの(以下この条において「学校法人等」 という。) の所有に属しないものである場合 においては当該土地、家屋又は償却資産を当 該学校法人等に無料で使用させていることを 証明する書面を添付して、市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(6) [略]

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和 32年法律第26号)第40条第3項後段 (同条第6項から第10項まで及び第11項 (同条第12項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用 を受けた同法第40条第3項に規定する公益 法人等(同条第6項から第11項までの規定

により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

この条例中第56条の改正規定は令和7年4月1日から、第34条の7第1項及び第48条第2項の改正規定並びに附則第4条の2を削る改正規定は公益信託に関する法律(令和6年法律第号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

令和6年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出 するものである。